次の者に関する書類は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は、前橋市公営企業管理者が保管し、送達を受けるべき者又はその関係者から申出があれば、いつでも交付します。

令和８年１１月４日

前橋市公営企業管理者　膽　熊　桂　二

記

充当通知書の公示送達を受けるべき者

１　茂木　武夫

２　㈱エルテック

３　㈲一二三